

四半期報告書

(第29期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社スクウェア・エニックス

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	6

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	17

2 株価の推移	18
---------	----

3 役員の状況	18
---------	----

第5 経理の状況	19
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

2 その他	31
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	32
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月8日
【四半期会計期間】	第29期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社スクウェア・エニックス
【英訳名】	SQUARE ENIX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【電話番号】	03（5333）1555
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
【電話番号】	03（5333）1555
【事務連絡者氏名】	取締役 経理財務担当 松田 洋祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第28期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(百万円)	29,770	147,516
経常利益(百万円)	4,535	18,864
四半期(当期)純利益(百万円)	2,883	9,196
純資産額(百万円)	149,471	148,193
総資産額(百万円)	211,529	212,134
1株当たり純資産額(円)	1,290.34	1,280.50
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	25.10	81.85
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	25.01	81.41
自己資本比率(%)	70.1	69.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,475	23,655
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△843	△5,805
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△2,086	△3,404
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	112,148	111,479
従業員数(人)	3,040	2,973

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	3,040 （2,265）
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	1,900 （268）
---------	-------------

(注) 1. 従業員数には使用人兼務役員は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの生産は同種の商品及び製品であっても様でないため、事業の種類別セグメントごとに生産規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
ゲーム事業	1,628
オンラインゲーム事業	24
出版事業	816
AM等事業	4,207
その他事業	1,270
合計(百万円)	7,947

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは受注による生産は行っておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
ゲーム事業	5,082
オンラインゲーム事業	2,694
モバイル・コンテンツ事業	1,614
出版事業	2,975
AM等事業	14,250
その他事業	3,606
消去又は全社	△453
合計(百万円)	29,770

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

会社分割による持株会社体制への移行について

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、平成20年10月1日を分割の効力発生日として、新設分割の方式による会社分割を行い、新設する当社100%子会社に当社の事業を承継させ、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。これに伴い、当社は平成20年10月1日を効力発生日として、定款の一部を変更し、商号を「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）」に変更するとともに、会社の目的を持株会社としての目的に変更することを決定いたしました。当社は、持株会社として引き続き上場を維持する予定です。

(1) 会社分割の目的

当社は、高度で良質なコンテンツ・サービスの提供を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことが重要な課題と考えております。しかしながら、昨今のITや通信環境の急速な発展・普及により、顧客嗜好は多様化し、技術革新は急速に進展しております。

このような経営環境にあつて、当社は、各事業の採算性や責任体制の明確化を図るとともに、他社との資本提携を含む戦略的事業提携に機動的に対応しうるグループ運営体制が必要不可欠であると判断し、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

(2) 会社分割の要旨

①分割の日程

定時株主総会基準日	平成20年3月31日
移行の方針決議取締役会	平成20年4月25日
分割決議取締役会	平成20年5月23日
分割承認株主総会	平成20年6月21日
新会社設立登記日（効力発生日）	平成20年10月1日（予定）

②分割方式

当社を分割会社とし、新設する「株式会社スクウェア・エニックス」を承継会社とする単独新設分割により行います。

③分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

④分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

分割会社が発行し、分割会社従業員に割当てた新株予約権の一部について、承継会社に雇用契約が承継される分割会社従業員が当該承継後も引き続き新株予約権を行使できるようにするため、その行使条件の一部変更を平成20年6月21日開催の定時株主総会で決議いたしました。分割会社が発行したその他の新株予約権及び新株予約権付社債の取扱いに変更はありません。

⑤承継会社が承継する権利義務

承継会社は、分割計画書の定めるところに従い、分割期日における当社分割対象事業に係る資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継します。なお、承継会社に承継される債務のすべてについて、重畳的債務引受の方法によるものとします。

⑥債務履行の見込み

本分割において、分割期日以降の分割会社および新設会社が負担すべき債務については、ともに資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、履行の見込みに問題はないと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 平成20年3月31日現在	承継会社 (分割後の状況)
(1) 商号	株式会社スクウェア・エニックス（平成20年10月1日より、「株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）」に商号変更予定）	株式会社スクウェア・エニックス
(2) 事業内容	ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売	ゲーム等のコンテンツおよびサービスの企画、開発、販売
(3) 設立年月日	昭和50年9月22日	平成20年10月1日（予定）
(4) 本店所在地	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 洋一	代表取締役社長 和田 洋一
(6) 資本金	14,928百万円	1,500百万円
(7) 発行済株式数	115,117,896株	30,000株
(8) 純資産	149,407百万円	37,388百万円
(9) 総資産	195,534百万円	46,140百万円
(10) 決算期	3月31日	3月31日
(11) 大株主及び持株比率	福嶋康博 20.57% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 8.83% 株式会社福嶋企画 8.50% ソニー・コンピュータエンタテインメント 8.29% 宮本雅史 6.86%	当社 100%

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、およびその他事業

② 分割する部門の経営成績

（単位：百万円）

項目	分割事業部門(a)	平成20年3月期 実績(b)	比率(a/b)
売上高	65,719	65,719	100.0

③ 分割する資産、負債の項目及び金額

（単位：百万円）

項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	35,498	流動負債	6,177
固定資産	10,642	固定負債	2,575
合計	46,140	合計	8,752

（注）平成20年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に分割する資産・負債の金額は、上記金額とは異なります。

(5) 会社分割後の上場会社の状況

① 商号

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（予定）
（英文名：SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.（予定））

② 事業内容

純粋持株会社としてのグループ企業の経営管理

③ 本店所在地

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

④ 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 和田 洋一

⑤ 資本金

14,928百万円

⑥ 決算期

3月31日

⑦ 今後の見通し

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場会社となるとともに、グループ全体の統一かつ柔軟な戦略策定、経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、事業セグメントをゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、AM等事業、及びその他事業と定め、各々の事業セグメントにおいて事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。また、ネットワーク関連事業を推進するために必須となる情報通信技術の獲得と商品・サービスへの応用を目的として、基盤技術の研究開発を行っております。

当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日～平成20年6月30日）の業績は、売上高は29,770百万円、営業利益は3,463百万円、経常利益は4,535百万円、四半期純利益は2,883百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① ゲーム事業

主としてゲームコンソール(携帯ゲーム機含む)、PCを対象としたゲームの企画、開発及び販売を行っております。日本で開発、販売したゲームは、翻訳等のローカライズ作業を施し、北米へは主に連結子会社のSQUARE ENIX, INC.を通じて、欧州等のPAL地域へは主に連結子会社のSQUARE ENIX LTD.を通じての販売を行っております。

当第1四半期連結会計期間は、プレイステーションポータブル（PSP）向けの「CRISIS CORE - FINAL FANTASY VII-」の欧州版等を新たに発売しております。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は5,082百万円となり、営業利益は76百万円となりました。

② オンラインゲーム事業

ネットワークに接続することを前提としたオンラインゲームサービスの企画、開発、販売及び運営を行っております。当第1四半期連結会計期間は、引き続き日米欧の合計で約50万人の会員を獲得しているMMORPG（Massively Multi-player Online RPG）「ファイナルファンタジーXI」の運営を中心に順調に推移いたしました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は2,694百万円となり、営業利益は1,569百万円となりました。

③ モバイル・コンテンツ事業

携帯電話向けコンテンツの企画、開発及び運営を行っており、着信メロディ、待受画面、ゲーム、ポータルサービスなど様々なモバイル・コンテンツサービスを提供しております。当第1四半期連結会計期間においても引き続き、「ドラゴンクエスト」、「ファイナルファンタジー」のポータルサービス等を中心に当社のオリジナルコンテンツの強みを生かした取り組みを展開しております。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は1,614百万円となり、営業利益は886百万円となりました。

④ 出版事業

コミック雑誌、単行本をはじめ、ゲーム攻略本等ゲーム関連書籍の出版事業を行っております。当第1四半期連結会計期間は、「月刊少年ガンガン」、「月刊Gファンタジー」、「月刊ガンガンWING」及び「ヤングガンガン」の定期刊行誌に加え、各定期刊行誌で連載されているコミック単行本やゲームガイドブック等の発売を行ってまいりました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は2,975百万円となり、営業利益は882百万円となりました。

⑤ AM等事業

株式会社タイトー(以下、タイトー)のグループ全ての業績と、タイトーの連結子会社化によって生じたのれんの償却費を当セグメントに計上しております。

当第1四半期連結会計期間は、主力事業であるアミューズメント施設運営部門において全般的に厳しい環境であったものの、前年同期と同水準の既存店売上高を維持いたしました。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は14,250百万円となり、営業利益は198百万円となりました。

⑤ その他事業

主に当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス使用、ゲーム制作技術者養成スクールの運営等を行っております。

当第1四半期連結会計期間は、前連結会計年度の7月から本格稼働を開始したキッズ向け業務用カードゲーム機「ドラゴンクエスト モンスターバトルロード」の効果に加え、6月に新たに投入した業務用ゲーム機「ロード オブ ヴァーミリオン」が当事業の収益に大きく貢献しております。

当事業における当第1四半期連結会計期間の売上高は3,606百万円となり、営業利益は1,070百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

当セグメントにおいては、ゲーム事業、オンラインゲーム事業、モバイル・コンテンツ事業、出版事業、AM等事業及びその他事業のすべてを展開しております。

当セグメントのゲーム事業においては、ゲームコンテンツを自社流通経路を通じて小売店に販売しております。当セグメントのオンラインゲーム事業においては、オンラインゲームの運営とゲームディスクの販売を行っております。当セグメントのモバイル・コンテンツ事業においては、NTTドコモ、KDDI、及びソフトバンクモバイルの3社の携帯電話事業者に対しゲーム、着信メロディ、待受画面等のモバイル・コンテンツサービスを提供しております。現状、出版事業及びその他事業は当セグメントを中心に展開しております。当セグメントのAM等事業においては、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の販売、ゲーム・音楽・映像等のモバイル・コンテンツサービスの提供などを行うタイトーグループの国内事業を計上しております。

当セグメントにおける当第1四半期連結会計期間の売上高は25,925百万円となり、営業利益は2,025百万円となりました。

② 北米

当セグメントにおいては、ゲーム事業、オンラインゲーム事業を中心に展開しております。当セグメントのゲーム事業においては、当社が開発したゲームコンテンツを主として連結子会社のSQUARE ENIX, INC. が当社より販売許諾を受け販売しております。当セグメントのオンラインゲーム事業においては、オンラインゲームの運営とゲームディスクの販売を展開しております。

当セグメントにおける当第1四半期連結会計期間の売上高は2,639百万円となり、営業利益は913百万円となりました。

③ 欧州

当セグメントにおいては、ゲーム事業、オンラインゲーム事業を中心に展開しております。当セグメントのゲーム事業においては、当社が開発したゲームコンテンツを主として連結子会社のSQUARE ENIX LTD. が当社より販売許諾を受け販売しております。当セグメントのオンラインゲーム事業においては、オンラインゲームの運営とゲームディスクの販売を展開しております。

当セグメントにおける当第1四半期連結会計期間の売上高は2,551百万円となり、営業利益は500百万円となりました。

④ アジア

当セグメントにおいては、オンラインゲーム事業、AM等事業を中心に展開しております。当セグメントのオンラインゲーム事業は、PC向けオンラインゲームを中心とするサービスの提供を中国で行っております。また、AM等事業は、韓国及び中国においてアミューズメント施設の運営を行っております。

当セグメントにおける当第1四半期連結会計期間の売上高は136百万円となり、営業利益は26百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の期末残高は112,148百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

税金等調整前四半期純利益が4,636百万円に加えて、賞与引当金の減少1,037百万円、売上債権の減少2,926百万円及びたな卸資産の増加2,926百万円等により、営業活動により獲得した現金及び現金同等物は、2,475百万円となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により支出した現金及び現金同等物は、843百万円となりました。主要因としては有形固定資産の取得による支出849百万円であります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により支出した現金及び現金同等物は、2,086百万円となりました。主要因としては配当金の支払による支出2,205百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、260百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	115,173,296	115,180,096	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	115,173,296	115,180,096	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプション(新株予約権)及び2010年満期円貨建新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成16年6月19日開催定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,525
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	452,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,981
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,981 資本組入額 1,491
新株予約権の行使の条件	①対象者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.、UIEVOLUTION, INC.、の取締役及び従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。 ②対象者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。 ③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(7月1日から6月30日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。 ④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成17年6月18日開催定時株主総会決議（第1回）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	8,250
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	825,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,365
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,365 資本組入額 1,683
新株予約権の行使の条件	<p>①対象者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.、UIEVOLUTION, INC.、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. の取締役及び従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、米国カリフォルニア州に居住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合は、その日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合は、その日より6ヶ月以内において、それぞれ権利行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、死亡した日より60日以内において相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、米国カリフォルニア州に居住する者については、死亡した日より6ヶ月以内において、相続人がこれを行行使できるものとする。</p> <p>③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年（7月1日から6月30日までの期間）において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成17年6月18日開催定時株主総会決議（第2回）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,360
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,360 資本組入額 1,680
新株予約権の行使の条件	<p>①対象者は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社SQUARE ENIX, INC.、SQUARE ENIX LTD.、UIEVOLUTION, INC.、SQUARE ENIX (China) CO., LTD. の取締役及び従業員のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、米国カリフォルニア州に居住する者については、自己の都合によりその地位を退いた場合は、その日より30日以内において、重度の障害によりその地位を退いた場合は、その日より6ヶ月以内において、それぞれ権利行使ができるものとする。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、死亡した日より60日以内において相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、米国カリフォルニア州に居住する者については、死亡した日より6ヶ月以内において、相続人がこれを行使できるものとする。</p> <p>③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年（7月1日から6月30日までの期間）において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。</p> <p>④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当社は平成15年4月1日に株式会社スクウェアと合併したことに伴い、以下の新株の発行を請求できる権利を引継いでおり、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

① 平成14年6月22日開催定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	11,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,003,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,152
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,152 資本組入額 1,076
新株予約権の行使の条件	①対象者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、取締役の任期満了または合併による退任は、この限りでない。 ②対象者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。 ③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(7月1日から6月30日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。 ④その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

① 平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高 (百万円)	37,000
新株予約権の数 (個)	370
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	10,756,439
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	3,439.8 (注)
新株予約権の行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成22年11月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 3,439.8 資本組入額 1,720
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当該新株予約権付社債の社債要項に規定された転換価額の修正条項により、平成19年11月16日に行使価額の調整を行っております。なお、調整前行使価額は3,400円であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

② 平成19年11月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第5回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	670,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,706
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月20日 至 平成24年11月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,232 資本組入額 2,116
新株予約権の行使の条件	①募集新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社並びに当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、募集新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 ②その他の権利行使の条件については、当社と募集新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年4月1日～平成20年6月30日 (注)	55,400	115,173,296	62	14,990	62	44,225

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、新株予約権の権利行使により発行済株式総数が6,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、シュローダー証券投信投資顧問株式会社から、平成20年7月4日付(報告義務発生日:平成20年6月30日)の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
シュローダー証券投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	5,947	5.16

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 291,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 113,974,000	1,139,740	—
単元未満株式	普通株式 851,996	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	115,117,896	—	—
総株主の議決権	—	1,139,740	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権の数13個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式28株が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社スクウェア・エ ニックス	東京都渋谷区代々木 3-22-7	291,900	—	291,900	0.25
計	—	291,900	—	291,900	0.25

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株(議決権の数1個)あります。なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	3,840	3,610	3,340
最低(円)	3,340	3,020	3,030

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	76,182	111,515
受取手形及び売掛金	14,859	17,738
有価証券	36,000	—
商品	758	723
製品	2,408	1,905
原材料	894	878
仕掛品	1,267	639
貯蔵品	51	120
コンテンツ制作勘定	16,841	14,793
その他	7,608	7,800
貸倒引当金	△212	△385
流動資産合計	156,660	155,730
固定資産		
有形固定資産	*1 18,810	*1 19,939
無形固定資産		
のれん	18,608	18,883
その他	1,081	1,140
無形固定資産合計	19,689	20,024
投資その他の資産	*2 16,369	*2 16,440
固定資産合計	54,869	56,404
資産合計	211,529	212,134

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)

前連結会計年度末に係る要約
連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,743	10,704
短期借入金	26	26
未払法人税等	438	763
賞与引当金	764	1,802
返品調整引当金	1,155	1,135
店舗閉鎖損失引当金	213	226
その他	7,857	8,423
流動負債合計	21,199	23,082
固定負債		
社債	37,000	37,000
退職給付引当金	1,537	1,528
役員退職慰労引当金	224	215
店舗閉鎖損失引当金	777	796
その他	1,318	1,318
固定負債合計	40,858	40,858
負債合計	62,058	63,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,990	14,928
資本剰余金	44,231	44,169
利益剰余金	90,904	90,295
自己株式	△843	△841
株主資本合計	149,284	148,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△11	△12
為替換算調整勘定	△1,036	△1,504
評価・換算差額等合計	△1,048	△1,517
新株予約権	152	81
少数株主持分	1,083	1,077
純資産合計	149,471	148,193
負債純資産合計	211,529	212,134

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	29,770
売上原価	16,401
売上総利益	13,368
返品調整引当金戻入額	1,135
返品調整引当金繰入額	1,155
差引売上総利益	13,348
販売費及び一般管理費	※ 9,885
営業利益	3,463
営業外収益	
受取利息	112
受取配当金	1
為替差益	917
雑収入	57
営業外収益合計	1,089
営業外費用	
支払利息	0
持分法による投資損失	12
雑損失	5
営業外費用合計	17
経常利益	4,535
特別利益	
貸倒引当金戻入額	158
その他	0
特別利益合計	158
特別損失	
固定資産除却損	43
投資有価証券売却損	20
その他	9
特別損失合計	72
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純利益	4,621
匿名組合損益分配額	△15
税金等調整前四半期純利益	4,636
法人税、住民税及び事業税	480
法人税等調整額	1,271
法人税等合計	1,751
少数株主利益	1
四半期純利益	2,883

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,636
減価償却費	1,588
のれん償却額	273
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△231
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,037
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	55
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	9
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△27
受取利息及び受取配当金	△114
支払利息	0
為替差損益 (△は益)	△857
持分法による投資損益 (△は益)	12
売上債権の増減額 (△は増加)	2,926
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,926
仕入債務の増減額 (△は減少)	238
その他	△1,446
小計	3,107
利息及び配当金の受取額	116
利息の支払額	△2
法人税等の支払額	△746
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,475
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△849
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△44
投資有価証券の売却による収入	2
貸付けによる支出	△62
貸付金の回収による収入	3
その他	104
投資活動によるキャッシュ・フロー	△843
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	124
自己株式の取得による支出	△2
配当金の支払額	△2,205
少数株主への配当金の支払額	△2
その他	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,086
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,190
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	736
現金及び現金同等物の期首残高	111,479
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△66
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 112,148

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 株式会社エフォート、株式会社タイトーアルト及び株式会社タイトーテックは、重要性が低下したことにより、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社及び1任意組合</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更 Kaaku Ltd. 及びKaasa Solution GmbHは、当第1四半期連結会計期間において、全保有株式を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより営業利益が143百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>該当事項はありません。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>該当事項はありません。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、45,483百万円であります。</p> <p>※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 835百万円</p> <p>3 保証債務 当社の連結子会社である(株)タイトーは、業務用オーディオビジュアル販売先(8社)のダイヤモンドアセットファイナンス(株)に対するリース料債務につき、1百万円の保証をしております。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、45,268百万円であります。</p> <p>※2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 948百万円</p> <p>3 保証債務 当社の連結子会社である(株)タイトーは、業務用オーディオビジュアル販売先(15社)のダイヤモンドアセットファイナンス(株)に対するリース料債務につき、1百万円の保証をしております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 40px;">給料手当 3,475百万円</p> <p style="margin-left: 40px;">賞与引当金繰入額 382</p> <p style="margin-left: 40px;">退職給付費用 88</p> <p style="margin-left: 40px;">役員退職引当金繰入額 9</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>※ 現金および現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日) (百万円)</p> <p style="margin-left: 40px;">現金及び預金勘定 76,182</p> <p style="margin-left: 40px;">預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △33</p> <p style="margin-left: 40px;">預入期間が3ヵ月以内の 譲渡性預金(有価証券) 36,000</p> <hr style="margin-left: 40px;"/> <p style="margin-left: 40px;">現金及び現金同等物 112,148</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 115,173千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 292千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成17年11月9日開催の取締役会決議に基づく2010年満期円貨建新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 10,756千株

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 152百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,296	20	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	ゲーム事業 (百万円)	オンラインゲーム事業 (百万円)	モバイル・コンテンツ事業 (百万円)	出版事業 (百万円)	AM等事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に対する 売上高	5,082	2,684	1,605	2,975	13,886	3,536	29,770	—	29,770
(2) セグメント間の内 部売上高又は振 替高	—	10	8	—	364	70	453	△453	—
計	5,082	2,694	1,614	2,975	14,250	3,606	30,224	△453	29,770
営業利益	76	1,569	886	882	198	1,070	4,684	△1,221	3,463

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品または商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品又は商品

事業区分	主要製品又は商品
ゲーム事業	ゲーム
オンラインゲーム事業	オンラインゲーム
モバイル・コンテンツ事業	携帯電話向けのコンテンツ
出版事業	コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等
AM等事業	株式会社タイトーのオペレーション・レンタル、製品・商品販売、コンテンツサービス等の全事業
その他事業	キャラクターグッズ等の二次的著作物、ゲーム制作技術者養成スクール

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「ゲーム」で2百万円、「オンラインゲーム」で24百万円、「AM等」で116百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	24,558	2,605	2,469	136	29,770	—	29,770
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,366	33	81	—	1,482	△1,482	—
計	25,925	2,639	2,551	136	31,252	△1,482	29,770
営業利益	2,025	913	500	26	3,465	△1	3,463

(注) 1. 国または地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米……アメリカ
- (2) 欧州……イギリス
- (3) アジア……中国、韓国

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. (1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、「日本」で143百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	北米	欧州	アジア	計
I 海外売上高（百万円）	2,767	2,595	181	5,544
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	29,770
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	9.3	8.7	0.6	18.6

（注）1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………アメリカ、カナダ

(2) 欧州……………イギリス、フランス、ドイツ他

(3) アジア……………中国、韓国、台湾他

3. 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 4百万円

販売費及び一般管理費 65百万円

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,290.34円	1株当たり純資産額	1,280.50円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	25.10円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	25.01円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	2,883
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,883
期中平均株式数(千株)	114,854
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	—
普通株式増加数(千株)	420
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社スクウェア・エニックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 浩一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スクウェア・エニックスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。